

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第98号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

分任物品出納員を置く室、課、事業所等は、別表第2左欄に掲げるとおりとし、当該室、課、事業所等において分任物品出納員を命じられる職は、同表右欄に掲げるとおりとする。

第8条第3項中「命ぜられた」を「命じられた」に改める。

第20条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

別表第1上下水道局の項中「総務部地域水道課長」を「総務部地域事業課長」に改める。

別表第2総合企画局の項中

政策推進室	政策調整課	調査係長
	政策企画課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

政 策 推 進 室	庶 務 係 長	に改め,
-----------	---------	------

京 都 創 生 推 進 室	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長	を削り, 同
---------------	---------------------	--------

表総務局の項中

事 務 局	総 務 課	事 務 係 長	
学 生 部	学 生 課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長	
美術学部・音楽学部教務課		庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長	を
附属図書館・芸術資料館事務室		資 料 係 長	
日本伝統音楽研究センター事務室		庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長	

事 務 局	総 務 課	事 務 係 長	に改め, 同
	企 画 広 報 課	企 画 広 報 係 長	
	教 務 学 生 課	学 生 係 長	
	附属図書館・芸術資料館事務室	資 料 係 長	

表環境局の項中

施 設 管 理 課	管 理 係 長
-----------	---------

を

「

施設管理課及び魚ア リサイクルセンター	施 設 管 理 課 管 理 係 長
------------------------	-------------------

に、「北, 上京, 中

京, 東山, 」を「北まち美化事務所, 上京まち美化事務所, 中京まち美化事務所, 東山まち美化事務所又は」に, 「所長補佐又は副所長」を「副所長又は所長補佐」に改め, 同表文化市民局の項中

「

地 域 づ くり 推 進 課	安 全 対 策 係 長
----------------	-------------

を

「

地 域 づ くり 推 進 課	安 全 対 策 係 長
サ ー ビ ス 事 業 課	管 理 係 長

に改め, 同表産業観

光局の項中「所長補佐又は副所長」を「副所長又は所長補佐」に改め, 同表保健福祉局の項中「健康増進課」を「保健医療課」に, 「健康増進係長」を「企画係長」に, 「地域医療課」を「医務審査課」に, 「地域医療係長」を「医務審査係長」に, 「館長補佐又は副館長」を「副館長又は館長補佐」に改め, 同表都市計画局の項中「交通政策室」を「歩くまち京都推進室」に改め, 同表建設局の項中「放置車両対策課」を「自転車政策課」に, 「企画係長」を「調整係長」に, 「区画整理課」を「市街地整備課」に, 「拠点整備課」を「整備推進課」に改め, 北区役所及び中京

区役所の項，左京区役所，下京区役所，南区役所及び伏見区役所の項，東山区役所の項，右京区役所の項及び伏見区役所醍醐支所の項中「所長補佐又は副所長」を「副所長又は所長補佐」に改め，同表上下水道局の項中「地域水道課」を「地域事業課」に改め，同表教育委員会事務局の項中

「

教員養成支援室	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
---------	---------------------

及び

「

地域教育専門主事室	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
-----------	---------------------

を削る。」

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

(会計室)